

令和 8 年 8 月 12 日

第 8 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 8 年第 8 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		松野 英一
会長職務代理者	1 番	時松 浩一郎
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	小田 清
	4 番	穴井 幸子
	5 番	梅木 隆志
	6 番	木附 栄三
	7 番	時松 達也

農地利用最適化推進委員 北里地区 佐藤 英次・原山 義弘

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
～番号 2 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員	波多野 裕
産業課職員	浦田 泰子

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和8年第8回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番田代カズヨ委員、4番穴井幸子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

(〇〇委員 退室)

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年8月12日提出。小国町農業委員会 会長 松野英一 代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、北里字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況共に、田、合計面積は、1,540㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有

及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が3,476㎡、畑が1,571㎡、合計面積は5,047㎡です。借入地は、ありません。3ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。6ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7ページが航空写真の位置図、8ページに現地立会時の写真、9ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤 最適化推進委員から報告をお願いします。

佐藤推進委員 この案件については、8月3日に私と原山推進委員、当事者の木附委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。今後は、隣接者の譲り受け手の方が管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 栗が影になり周辺の農地に影響は、出ないでしょうか。

事 務 局 申請地は、既存耕作地の北側に位置するため影になることは、少ないと思います。収穫するために栗を栽培するため樹高も高くなることは、無いと思われます。

1 番 所有者は、今回の申請地以外に農地はありませんか。

事 務 局 小国町には、今回の申請地以外に農地はありません。

1 番 農地以外はあるのでしょうか。

事務局 農地のみしか把握できないので農地以外については、わかりません。

3 番 ここは、以前から譲受人が耕作していたのでしょうか。

事務局 譲受人は、耕作していません。管理をしていたとのこと。

佐藤推進委員 耕作はしていませんが、事前から譲受人が管理をしていたと聞いています。

2 番 現地は、水が無いため水田として利用できない状況になっています。以前は、竹藪になり荒れている状況でした。

4 番 譲渡人は、以前は〇〇に住んでいたのでしょうか。

事務局 以前は、住んでいたとのこと。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。

※事務局が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 着座)

議長 日程第3 議案第2号 番号1から番号2 「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

(〇〇委員 退室)

事務局 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年8月12日提出。小国町農業委員会 会長 松野英一 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の8筆です。地目は、登記簿、現況、8筆共に田。面積は、合計10,351㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は、記載のとおりです。

次に議案書の4ページになります。番号2です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、合計3,659㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は、記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5番 今回の申請は、牧草を耕作するのでしょうか。

事務局 申請地の多くは、牧草を作付けする予定です。

4番 番号1と番号2の対価に差がありますが、問題ないのでしょうか。

事務局 番号1は、全筆で年間の対価になります。番号2は、各筆10a当たり年間の記載になっています。次回からわかりやすく記載します。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号2について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号2は原案
のとおり同意することを決定します。

※事務局が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 着座)

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第8回総会を閉会いた
します。

令和8年第8回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

2 番

4 番